

平成30年度伊予市障害者福祉計画策定審議会
会議録

日 時 平成31年2月12日（火）午後3時分～午後3時50分
場 所 伊予市役所4階 大会議室
出席者 （会長）友沢祐一委員、（副会長）上本昌幸委員
（委員） 矢野雄大委員、西田孝博委員、水田恒二委員、福島久子委員
井上寛規委員、阿部富美委員、岡田隆志委員、西村 幸委員
友澤秀文委員、西川重子委員、福原浩一委員、
（事務局） 武智茂記市民福祉部長、泉 一人福祉課長
大山眞理福祉課長補佐、小笠原聡子福祉課係長
赤尾章司福祉課係長、赤石雅俊福祉課係長
欠席者 小西省三委員、上岡一世委員、谷本恵子委員
次 第 1. 開会
2. 会長挨拶
3. 自己紹介
4. 議事
（1）計画の進捗状況について
（2）その他（意見交換）
5. 閉会

（議長）

それでは、僭越ではございますが、皆様方の御協力をお願い申し上げまして、議長を務めさせていただきます。

お手元の次第に基づきまして協議に入らせていただきます。

まず、議事「（1）計画の推進進捗状況について」です。

「第5期障がい福祉計画の進捗状況」について、「（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、計画の進捗状況について、御説明いたします。

お持ちいただきました計画の冊子のほうも、適宜御覧ください。

本日、進捗状況を御報告させていただきます第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画につきましては、第2次障がい者計画を基本とした実施計画として昨年度作成されたもので、計画期間は2018年度からの3年間となっており、今年度が最

初の年度となります。

資料5 ページを御覧ください。

まず最初に、第2次障がい者計画で定めております重点的に取り組む目標について、継続して行っていることもありますので、今年度、新たに実施したもののみ御説明させていただきます。

(1) 障がいへの理解の促進、(ア) 広報・啓発活動の推進としまして、総合保健福祉センターで行われました「みんくるまつり」で、手話や聴導犬のコーナーを設置しました。

市で開催しております手話奉仕員養成講座を受講されている方が中心となって、手話を身近に感じていただくため、手話スタンプでの名刺作りコーナーを設けました。

また、聴導犬の活動を紹介するコーナーを設置しました。

6 ページをお願いします。

(4) 保健・医療の充実では、健康増進課において実施しているものが主なものですが、健診体制の充実や関係機関との情報共有と連携の強化、講演会の開催など、各種の事業を新たに実施しております。

7 ページをお願いします。

(5) 情報共有の充実、(ウ) 相談しやすい窓口づくりとしては、11月から市庁舎に「福祉まるごと相談窓口」を開設しました。

どこに相談したらよいかわからないことや、複雑で複合的な悩みを抱えるケースについての対応を行っております。

(6) 共に生きる地域社会の(ウ) 防災安全対策の充実としては、災害時に備えてストーマの保管事業を開始しました。

以上、簡単ですが第2次障がい者計画の実施事項についての説明を終わります。

それでは、第5期障がい福祉計画の進捗状況について御説明いたします。

資料8 ページをお開きください。

第5期障がい福祉計画は、先ほども御説明しましたとおり、今年度から2020年度までの3年間を計画期間としております。

今年度は計画の最初の年度であり年度途中でもありますので、実績の数値につきましては、12月末の数値で報告させていただきますことを御了承願います。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、こちらは障がいのある人もない人も当たり前で生活できる地域社会の実現を目指すため、施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数と、施設入所者数の目標値を設定したものです。

2016年度末の施設入所者数を基準として、2020年度末までに、地域生活移行者数を7人、施設入所者数を64人、削減見込を4人としているところです。

2018年12月末での実績としましては、地域生活移行者3人、施設入所者64人、2016年度の68人から4人減となっております。

4人の方のうちお1人が居宅へ、お2人がグループホームへ移られており、地域での生活を始められております。

以上で、1番の福祉施設の入所者の地域生活への移行についての説明を終わります。

(議長)

ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

それでは、次に参ります。

「(2) 福祉施設から一般就労への移行」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

御説明いたします。

福祉施設から一般就労への移行については、就労継続支援を行っている事業所の利用から一般就労へ移行する方の人数や、一般就労を目指すための就労移行支援事業を利用する方の人数について、目標値を設定したものです。

一般就労への移行者数は、2020年度末の目標値6人に対して、12月末の実績は2人となっております。

就労移行支援事業利用者は、2020年度末の目標値12人に対して、12月末の実績が7人となっております。

移行率3割以上の就労移行支援事業所については、今年度、伊予市内には就労移行支援事業を行っている事業所がありませんので、該当なしとなっております。

最後に、就労定着支援後1年後の就労定着率についてですが、就労定着支援のサービスは今年度から始まったサービスですので、まだ1年後の実績が上がっておりません。

よって、該当なし、となっております。

現在、就労定着支援を利用中の方はいらっしゃいませんが、1名の方がサービス利用に向けて検討をされております。

以上で、説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

何か質問等ございませんでしょうか。

次に参ります。

「（３）入院中の精神障がい者の地域生活への移行」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

まず、資料１５ページを御覧ください。

こちらは、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のイメージ図です。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保された支援体制を作ることが必要である、とされております。

この包括的ケアシステムの構築について検討を行う、保健・医療・福祉関係者による協議の場を２０２０年度末までに設置することを目標としております。

資料８ページにお戻りください。

実績として、自立支援協議会において協議の場を検討する、としておりますが、本日、本審議会の前に開催しました協議会において御協議いただいたところです。

自立支援協議会の部会の中に、精神障害者の社会復帰促進に向けた関係機関の連携や、支援体制についての協議を行う精神障害者連絡会がありますので、今後、その連絡会において、協議の場の設け方を検討していただくこととしております。

連絡会での検討を経て、２０２０年度末までに協議の場の設置を行いたいと思っております。

８ページ１番下の２０２０年度における退院率の目標につきましては、国の示す目標値ですが、この退院率は市単位での把握ができないものとなっております、御報告できる数値がございませんでした。

以上で３番の説明を終わります。

（議長）

ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

それではないようですので、次に参ります。

「（４）障害福祉サービス」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

障害福祉サービスの実績について御説明いたします。

資料９ページを御覧ください。

また、各種サービスの内容については、計画の冊子５６ページからを参考に御覧ください。

資料9ページの表では、各サービスごとに2018年度の目標・見込量と今年度12月末の実績値を表にしております。

特に、目標・見込量より実績のほうが大きいものとしましては、訪問系サービスの居宅介護が7人増の62人、重度訪問介護が4人増の5人、日中活動系サービスの就労継続支援（B型）が10人増の114人となっております。

重度訪問介護は、5つの事業所を利用されている方がいるため報告数としては5人となっておりますが、実質、利用者されているのはお1人です。

就労継続支援B型の利用者は、A型事業所の基準が変更され、B型に移行された方がいたことが影響しているものと思われます。

また、見込量より実績が少ないものとしましては、日中活動系サービスの自立訓練、居住系サービスの自立生活援助がともに利用者は0となっております。

自立訓練の機能訓練は、お1人利用者がいらっしゃいましたが、支給決定期間の2年が経過したため、利用を終了となっております。

相談支援の地域相談支援についても、実績が0となっております。

主に、長期入院の方が地域で生活を始めるにあたり支援を行うための相談を行いますが、長期入院者で退院になる方があまりおられないことが影響しているものと思われます。

以上で4番の説明を終わります。

（議長）

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に参ります。

「（5）地域生活支援事業」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料10ページを御覧ください。

こちらは、地域生活支援事業として行うサービスの目標・見込量と12月末の実績を示したものです。

それぞれの数値については御覧のとおりです。

成年後見制度の利用支援事業については、今後、利用が必要ではないかと思われる相談ケースも出ておりますが、現在のところ利用実績はありません。

そのほかにつきましては、残り3ヶ月の利用数により、今年度末には見込量に近い実績になると思っております。

地域生活支援事業について簡単ですが説明を終わります。

(議長)

ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

これではないようですので、次に参ります。

「(6) 地域生活拠点の整備」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 1 1 ページを御覧ください。

地域生活拠点につきましては、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つは整備すること、を成果目標としており、本市における具体的な取り組みは資料の表の真ん中の列に記載しているとおりです。

計画の冊子の 6 5 ページも、あわせて御覧ください。

ページの下のほうに、地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ図がありますが、伊予市では右側の面的整備型による整備を目指しておりまして、特に市内に不足している居住系サービス、グループホームの整備促進の事業を進めているところです。

今年度の実績についてですが、7 月に施設整備に関する国の補助金申請について事業所に周知し、補助制度の活用を促しました。

居住の安定確保の面からは、愛媛県居住支援事業推進部会に参加し、障がい者の住まいの場の確保についての取り組みなどの情報交換を行っております。

また、市有地を社会福祉事業に利用することを条件に売却しておりまして、購入した法人での、グループホームの整備が検討されております。

これにあわせて、障がい福祉計画の説明を行い、施設整備についての協力をお願いしているところです。

以上で 6 番の説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら次に参りたいと思います。

「第 1 期障がい児福祉計画の進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

では、1 2 ページを御覧ください。

第1期障がい児福祉計画の進捗状況のうち、障がい児支援の提供体制の整備等についてですが、こちらでは4つの目標を定めております。

(1) 児童発達支援センターを1か所設置することについては、今年度、市担当職員で県内の施設見学を行い、伊予市が設置を目指すセンターの方向性について検討を行ったところです。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、児童発達支援センターの方向性を検討する中で、センターに保育所訪問支援の機能を付加することについて検討をいたしました。

(3) 主に重症の障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを1か所確保については、まだ現在のところ取り掛かることができておりません。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置につきましては、本日開催されました自立支援協議会で協議をしていただいたところです。

昨年度の協議会において、自立支援協議会を医療的ケア児の協議の場とすることで御了承をいただいておりますが、今年度、各会議に参加する中で、自立支援協議会の部会である障がい児支援部会のほうが、より専門的な話し合いができるのではないかと考え、本日御協議をいただき御了承をいただきました。

よって、4番については、自立支援協議会障がい児支援部会を協議の場として、今後関係機関の連携と支援体制の協議を進めてまいります。

次に、障がい児福祉サービスについてです。

今年度の目標・見込量に対して、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援につきましては、実績は0となっております。

医療型児童発達支援を行う事業所は、県内にはないということです。

また、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所は1か所であるため、市内に利用者はいない状況です。

保育所等訪問支援につきましては、市内には事業所がなく、近隣で行う5ヶ所の事業所は児童発達支援センターと併設して実施されておりますが、現在、伊予市での実績は0となっております。

放課後等デイサービスの実績人数は、目標・見込量より17人多くなっております。

これは、児童クラブに適応できない子どもの利用で、見込みを超える規模の新規申込があったことが要因となっていると分析しております。

医療的ケア児に対するコーディネーター配置については、今年度、県の事業でコーディネーター養成研修が開催され、伊予市においても保健師が受講しております。

よって、コーディネーターは配置済とし、今後、自立支援協議会の障がい児支援部会にも参加をしていただき、医療的ケア児の個別のケア会議や支援体制の整備に向けた協議を行っていくこととしております。

次に13ページを御覧ください。

障害者総合支援法によるサービス（18歳未満の子ども対象）について、今年度の目標と実績を示しております。

ここで、大変申し訳ありませんが、資料の数値の訂正がございます。

（5）日常生活用具給付等事業の情報・意思疎通支援用具で、目標見こみ量が「15」と今なっておりますが、「1」の誤りです。

大変申し訳ございません。

訂正をお願いいたします。

見込量の1件に対して、12月末の実績は12件となっております。

新規の申請の方が2人いらっしゃいまして合計3人の方に、人工内耳の電池交換に対する給付を行っております。

その次の（5）排せつ管理支援用具は、紙おむつが主な給付用具です。

新規に2名の申請があったことによる増加となっております。

（6）移動支援事業につきましては、身体障がいの見込み量を1人としておりましたが、現在のところ利用はございません。

以上で、第1期障がい児福祉計画の進捗状況の説明を終わります。

（議長）

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

格別ないようでしたら、次の協議に移らせていただきます。

続きまして、「（2）その他」について。

せっかくの機会ですので、所属団体や事業所からのお知らせなどありましたら、お願いいたします。

（委員）

7ページの災害時に備えてストマの保管事業を開始というところで、たぶんここに御参加の方はほとんど御存知ないのではなかろうかということで、それに関係しております私のほうからひとりでも多くの市民の皆さんに知っていただきたいということで、簡単に御報告を。

先ほどの自己紹介の時にも申し上げましたけれども、私24歳から人工肛門になりまして本日まで45年間そういう生活をしておりますが、昔は大変だったのですが、

最近はこういうものを使っております。

人によっていろいろ違うのです。

私の場合はこういうのを使っております。

これを6月の議会で、したらどうかと。

これは人によって1日しかもたない人、3日しかもたない人、5日、6日、1週間いろいろあるのですけれど、いつ何時これを新たに取り替えないといけない状況になるかもしれないわけです。

社会生活を営んでいるときに大変な災害が起こった場合、その場から近くの避難所に駆けつけるとする。

その日もしくは翌日に取り替えないといけない状況になったときに、私の場合は1個とか2個いつもバックに入れておくのですが、なかなかそこまでできない人もおりまして、持たずにその避難所に行ったとする場合、大変なことになるわけです。

トイレがあるからといってトイレでは済まないわけで、本当は出来たら市が備えてくれたらいいけど、言ったように何種類もあるわけです。

ということで自分が買っている分のうち、10枚入っている1箱を、私12月から正式に預かってもらえる制度が行われて、第1号で1箱持って預けに行きました。

こういうことをしているのは県下でたぶん東温市に次いで伊予市が2番目で、他の市はどこもしていない。

伊予市では70名程度の人工肛門の障がい者がおられるわけです。

しかしながら、とんでもない事態に立ち入ったときには、これを預けておくと、一定期間1年預っていただけるのです。

1年経った時点でまだ使えますから、新しいものと取り替えて、またこれは持って帰って日常で使うというようなかたちで。

伊予市でそういう制度が生まれました。

6月議会で言って年末から実施ということで、何名預けておりますか、という質問です。

県下で数少ないこういう制度を実施した市が伊予市でございますので、もし皆様方の周辺でこういうものを利用されている方がおられましたら、市に預けたら何かの時に困らないと。

私、今預けて思ったのですが、はさみも必要です。

細々した物も一緒に預けたほうがいいのか、その辺は御相談させていただくということで。

市ではさみの1個は入れときましょうと、ちょっと立派なはさみなので、もうひとつ買うには何千円かします。

いずれにしましてもそういうシステムが伊予市では動き始めたということで、皆様

に知っていただきたいので、周りにも宣伝していただければと思っております。

(議長)

事務局の方でわかる範囲で教えてあげてください。

(事務局)

それでは失礼いたします。

先ほど委員さんのほうから言っていただきました災害時のストマ保管事業ですが、10月1日に要綱を制定いたしまして、12月から皆様の受付を開始したのですけれども、現在のところ4名の方がこちらのほうに預けていただいております。

内訳を申しますと、3名の方が伊予地区、1名の方が双海地域事務所に預けていただいております。

先ほどのさみとかの備品の件は、事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

追加はございませんでしょうか。

その他に、何かございませんでしょうか。

(委員)

さっきの呼び方ですが、災害時に備えて「ストマ」ですか、「ストーマ」ですか。

(委員)

ストマと言う人が多いですが。

ストマでもストーマでも、ストーマというほうが多いです。

日本語で人工肛門と言ってもらってもかまいません。

(委員)

これは申し込んでおくのですか、登録ですか。

(事務局)

お申込みいただいて承諾書をお渡しするようになります。

(議長)

他にないでしょうか。

特段御意見がないようでしたら、これで本日の議題はすべて終了となります。

以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。

御協力ありがとうございました。

午後 3 時 5 0 分 閉会